

江戸時代の高札を読む（1）解説

1 高札について

・高札は法を一般庶民に公示し、その趣旨の周知徹底をはかる手段として、法令や禁令などを板札に墨で書き入れ、人目に付きやすい場所に掲示したものである。また、高札は江戸時代から明治維新期にかけて大量に出された。

・高札は、関所高札、五榜の掲示、火付（放火）高札、切支丹高札、駄賃高札、生類憐憫高札、捨馬御停止高札、鉄砲打高札、鷹番廃止高札、徒党高札、浪人高札、博奕高札、抜荷高札など多数出されている。

・高札は高札場に掛けられており、街道宿場、町辻、橋詰、街道の追分、港、船渡場、名主宅前など、多くの人々が集まりやすい場所に設けた。

・他にも村の中心を象徴的に示すことや、村の行政を担う集落に掲げること、名主が交替すると高札場を移すなどの性格もあった。

※高札を独自に保持することに、政治的な自立を主張するだけの根拠があった。

→法の周知と徹底をはかるため、常に法令を庶民の目に触れさせることによって、法に慣れ親しむこと、法への親近感を植え付けることにあった。

・高札に記された法令文は、簡潔な文字・文章・文体で表現されていた。

・高札は村入用で建て、修復も同様であった。

・江戸幕府から明治政府に政権が移った際、新政府は旧幕府が掲げさせた高札を下ろして村役人宅へ仕舞い、五榜の掲示に代表される新規の高札を掲げるように命じている。

・明治時代に入ると、高札場や高札は、東京の名所・名物として浮世絵に描かれた。

「地方凡例録」

一 郷村の儀は常々心掛け諸事吟味いたし心得置べきこと、村々にある高札場・築地・石垣破損せば仕直させ、常々掃除申付べし。高札古く文字見へ兼れば、其段支配役所へ申出、書直し又は墨入致すべき事

※領主の側からの命令で村が高札場の維持・管理をしている。村が維持・管理するための費用については、村が担っていた。

2 文書群について

戸谷家文書

・総点数 8,065 点

・児玉郡本庄宿に居を構えた戸谷家の文書群。戸谷家は近世後期になると江戸にも出店を持つ、関東を代表する豪商であった。当主は神流川の無賃渡しをはじめとする数々の功績により名字帯刀を許され、宿役人も勤めた。また、三代目光寿は双鳥と称した俳人で、中央俳壇の俳人達と盛んに交流し、地方俳壇の興隆に寄与した。

3 語句説明

神流川（かんながわ）…県北西部の利根川水系の川。流長 71km。

無賃（むちん）…賃金・料金を払わないこと。料金が不要なこと。

御用通行（ごようつうこう）…公用の人馬の通行。将軍や姫君、大名など。

辛丑（かのとうし）…十干と十二支を組み合わせたものの第 38 番目。しんちゅう。

4 古文書の内容要約

史料「神流川無賃渡高札」（戸谷家文書 No. 8065）

今度神流川に定橋を掛け、往来については無賃で通行できるようにした。もし出水（大水や洪水）のために橋が押し流された時は、橋を掛け直すまでの間、無賃の渡し船を出すこととし、御用通行の他、通行する者に順番に渡し船を出すことにするものである。天明元年（1781）8月。

※「神流川無賃渡高札」は、本庄宿の高札場に掲げられたものではなく、中山道の「神流川の渡し」に立てられていた。安永年間（1772～1780）に本庄宿の戸谷三右衛門が費用を出して、長さ 30 間、幅 2 間の土橋をかけ、万一出水で橋が流された時は、渡し船を使うこととし、その渡し賃は無賃とする趣旨の高札である。

※写真史料とは別になるが、本庄宿の高札は、樺の板に文字が墨書きされている。上部に屋根が設けられているが、屋外にあるため、長い年月太陽光や、風雨にさらされ風化して読みにくくなる。こうした場合、名主や村役人が勝手に元通りに書き直すわけにはいかず、代官所に願い出て、役人に墨入をしてもらった。本庄宿の高札は、3回墨入れがされている。

※素材は樺（けやき）

